

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第18号

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項ただし書中「災害」を「自然災害」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(相模原市災害弔慰金等支給審査委員会の設置等)

第14条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議させるため、法第18条の規定に基づく合議制の機関として、相模原市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。
- 3 委員会は、委員7人以内をもつて組織する。
- 4 委員は、医師、弁護士その他規則で定める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任は、これを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。